

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
千葉県印西市原一丁目1番地5 竹内建設株式会社 代表取締役 竹内 一雅	令和6年2月2日 から 令和6年8月1日 まで (6か月)	館山市建設工事請負業者等指名 停止措置要領 第2条第1項別表第2の2のイ (賄賂)	左記業者の代表者は、令和5年4月から同年10月にかけて、千葉県北千葉道路建設事務所発注工事の入札に関する情報を同事務所の所長から得た見返りに、複数回にわたり、同所長に食事代や現金計数十万円を渡したとして、令和6年1月10日、贈賄容疑で千葉県警察本部に逮捕された。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
愛知県名古屋市中区鶴舞2丁目19番10号 株式会社 麦島建設 代表取締役 麦島 悦司	令和6年2月28日 から 令和6年5月27日 まで (3か月)	館山市建設工事請負業者等指名 停止措置要領 第2条第1項別表第2の8 (競売入札妨害又は談合)	左記業者の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐる、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同年11月14日に罰金50万円の略式命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

<p>千葉県館山市長須賀9番地 株式会社 ヤマス 代表取締役 鈴木 章太</p>	<p>令和6年3月4日 から 令和6年6月3日 まで (3か月)</p>	<p>館山市建設工事請負業者等指名 停止措置要領 第2条第1項別表第2の11 (その他の不正又は不誠実な行 為)</p>	<p>左記業者から、令和6年2月22日付けで契約締結した本市発注の「電子複写機賃貸借(長期継続契約)」において、令和6年2月27日付けで契約解除申出書が提出されたため、令和6年2月28日付けで契約を解除した。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。</p>
<p>千葉県印西市原一丁目1番地5 竹内建設株式会社 代表取締役 竹内 義政</p>	<p>令和6年3月14日 から 令和6年9月13日 まで (6か月)</p>	<p>館山市建設工事請負業者等指名 停止措置要領 第2条第1項別表第2の2のイ (賄賂)</p>	<p>当時の左記業者の代表者は、令和5年2月から同年10月にかけて、千葉県が発注する工事の入札に関する情報を県職員から得た見返りに、複数回にわたり現金約100万円を渡したほか20万円相当の接待をしたとして、令和6年2月28日、贈賄容疑で千葉県警察本部に逮捕された。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるので、指名停止するものである。</p>